

民事執行法による農地等の売却の処理方法について

平成 24 年 3 月 30 日 23 経営第 3475 号、
23 農振第 2697 号
農林水産省経営局長、農林水産省農村振興局長から
新潟県知事あて

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）及びその関係政省令の規定の一部が平成 24 年 4 月 1 日から施行され、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条の規定に基づく都道府県知事の許可権限が農業委員会に移譲されることとなったことに伴い、別紙甲のとおり最高裁判所に照会したところ、別紙乙のとおり回答があり、また、最高裁判所から各高等裁判所及び各地方裁判所に対し別紙（写し）のとおり通知されているので、御了知の上、買受適格証明願が提出された場合の取扱いについては、下記のとおり行われたい。

なお、「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」（平成 21 年 12 月 15 日付け 21 経営第 4735 号・21 農振第 1622 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）は廃止する。

記

1 農地法第3条第1項若しくは第5条第1項の許可を要する農地等又は同法第3条第1項第13号若しくは第5条第1項第6号の規定による届出をした場合には当該各項の許可を要しないこととなる農地等についての売却が行われる場合における買受適格証明書の交付は、それぞれ当該許可又は届出受理の権限庁（次の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる行政庁）において行うこと。

なお、同条第4項の協議が成立した場合には、同条第1項の許可があったものとみなされることから、当該協議の対象となる農地等については、同条第1項の規定による許可を要する農地等と同様に取り扱うこととなる。

区 分	行 政 庁
1 農地法第3条第1項の許可	農業委員会
2 農地法第5条第1項の許可又は同条第4項の協議の成立 (1) 同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地を取得しようとする場合（農地法施行令第8条第1項各号に掲げる地域の開発又は整備に関する法律の定めるところによる場合で、同令第16条に規定する要件に該当するものを除く。）	地方農政局長(北海道にあつては農林水産大臣(注)、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)
(2) (1)以外の場合	都道府県知事
3 農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理	農業委員会
4 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理	農業委員会

(注) 北海道にある農地等に係る農林水産大臣の許可は、農林水産省行政文書決裁規則（平成12年農林水産省訓令第14号）第7条第1項第5号の規定により農村振興局長が決裁委任により処理する。

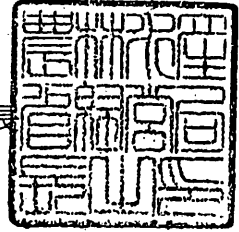
- 2 買受適格証明願は、それぞれ当該許可の申請、協議又は届出の手續に準じて行うこと。
- 3 買受適格証明願の提出があつた場合における買受適格の有無の判定は、それぞれ当該許可の申請、協議又は届出があつた場合における許否の判断基準と同趣旨により速やかに行うこと。

- 4 農業委員会は、買受適格を有する旨を証明し、又は処理意見を付して都道府県知事に送付するための議決を行う場合には、その後の事務処理の迅速化を図るため、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、当該許可の申請書又は届出書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可をし、届出を受理し、又は同旨の意見を付して都道府県知事に送付して差し支えない旨の議決をしておくものとする。
- 5 許可申請書、協議書又は届出書に添付すべき書面で当該買受適格証明願に添付して提出された書面については、許可申請書、協議書又は届出書の末尾に、買受適格証明願に添付したことにより添付しない旨を記載して、添付することを省略して差し支えないものとする。
- 6 平成24年3月31日以前に「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」（平成21年12月14日付け21経営第4735号・21農振第1622号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき交付された買受適格証明書は、なおその効力を有するものとして取り扱うこと。

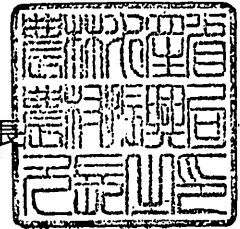
23経営第3475号
23農振第2697号
平成24年3月26日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

農林水産省経営局長

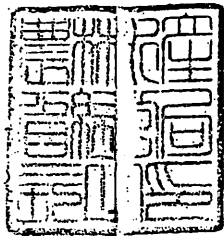


農林水産省農村振興局長



民事執行法による農地等の売却の処理方法について

標記については、従来、平成21年12月11日付け21経営第4735号・21農振第1622号及び平成21年12月14日付け最高裁民三第000950号により貴職と協議したところにより処理されてきたところであるが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）及びその関係政省令の規定の一部が平成24年4月1日から施行され、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定に基づく都道府県知事の許可権限が農業委員会に移譲されることに伴い、民事執行法（昭和54年法律第4号）による農地等の売却に関する買受適格証明書の取扱いについては、同日から下記により処理することとしたいので、これに対する貴職の御意見を伺いたく照会する。



記

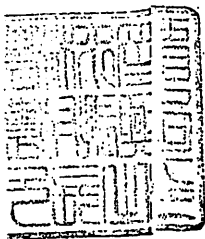
1. 農地法第3条第1項若しくは第5条第1項の許可を要する農地等又は同法第3条第1項第13号若しくは第5条第1項第6号の規定による届出をした場合には当該各項の許可を要しないこととなる農地等についての売却が行われる場合における買受適格証明書の交付は、それぞれ当該許可又は届出受理の権限庁（次の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる行政庁）において行うこと。

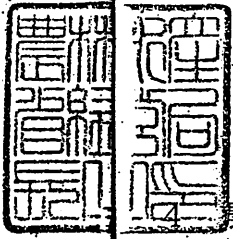
なお、同条第4項の協議が成立した場合には、同条第1項の許可があったものとみなされることから、当該協議の対象となる農地等については、同条第1項の規定による許可を要する農地等と同様に取り扱うこととなる。

区 分	行 政 庁
1. 農地法第3条第1項の許可	農業委員会
2. 農地法第5条第1項の許可又は同条第4項の協議の成立 (1) 同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地を取得しようとする場合（農地法施行令第8条第1項各号に掲げる地域の開発又は整備に関する法律の定めるところによる場合で、同令第16条に規定する要件に該当するものを除く。） (2) (1)以外の場合	地方農政局長(北海道にあっては農林水産大臣(注)、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長) 都道府県知事
3. 農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理	農業委員会
4. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理	農業委員会

(注) 北海道にある農地等に係る農林水産大臣の許可は、農林水産省行政文書決裁規則（平成12年農林水産省訓令第14号）第7条第1項第5号の規定により農村振興局長が決裁委任により処理する。

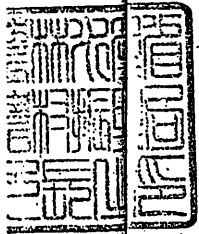
2. 買受適格証明願は、それぞれ当該許可の申請、協議又は届出の手續に準じて行うこと。
3. 買受適格証明願の提出があった場合における買受適格の有無の判定は、それぞれ当該許可の申請、協議又は届出があった場合における許否の判断基準と同趣旨により速やかに行うこと。





農業委員会は、買受適格を有する旨を証明し、又は処理意見を付して都道府県知事に送付するための議決を行う場合には、その後の事務処理の迅速化を図るため、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、当該許可の申請書又は届出書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、許可をし、届出を受理し、又は同旨の意見を付して都道府県知事に送付して差し支えない旨の議決をしておくものとする。

- 5 許可申請書、協議書又は届出書に添付すべき書面で当該買受適格証明願に添付して提出された書面については、許可申請書、協議書又は届出書の末尾に、買受適格証明願に添付したことにより添付しない旨を記載して、添付することを省略して差し支えないものとする。
- 6 平成24年3月31日以前に従前の協議結果（平成21年12月11日付け21経営第4735号・21農振第1622号及び平成21年12月14日付け最高裁民三第000950号）に基づき交付された買受適格証明書は、本協議に基づいて交付されたものとして取り扱うこと。



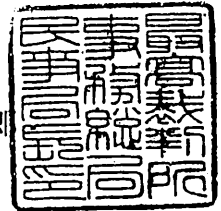
最高裁民三第000211号

平成24年3月29日

農林水産省経営局長 殿

農林水産省農村振興局長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 永野厚郎



民事執行法による農地等の売却の処理方法について

(3月26日付け23経営第3475号, 23農振第2697号に対する

回答)

標記の売却の処理方法については、貴見のとおり取り扱うのが相当であると考え
ます。

最高裁民三第000212号

（訟ろ－02）

平成24年3月30日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 永 野 厚 郎

民事執行法による農地等の売却の処理方法について（通知）

標記の売却の処理方法について、農林水産省経営局長及び同農村振興局長から別紙第1のとおり照会があり、別紙第2のとおり回答しました。これにより、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可を要する農地等についての売却が行われる場合における買受適格証明書を交付する行政庁は、4月1日以降、農業委員会に一本化されることとなります。

なお、前記許可を要する農地等の売却手続において、最高価買受申出人が3月31日以前に都道府県知事から買受適格証明書を交付されていた場合も、4月1日以降は同許可の権限を有する行政庁は農業委員会となることにご留意ください。